○北陸地方整備局告示第五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十九年六月三十日

北陸地方整備局長　中神　陽一

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

一　道路の種類及び路線名　一般国道七号

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年七月一日

○近畿地方整備局告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年六月三十日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　敦賀都市計画道路事業三・五・二十九号敦賀駅東線

三　事業施行期間　自平成二十九年六月三十日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　福井県敦賀市津内百九号南国広、泉九十六号西御本城及び九十七号東御本城、若泉町並びに中二十九号尻前田地内

使用の部分　福井県敦賀市泉九十七号東御本城及び若泉町地内

○中国地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年六月三十日

中国地方整備局長　丸山　隆英

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	鳥取県東伯郡北栄町下神字東灘山一〇七二番一から同町下神字西灘山一二四一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年六月三十日

○中国地方整備局告示第五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　丸山　隆英

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
島根県鹿足郡津和野町中座イ一九一七番一から同町中座イ一九一〇番一まで	前	三二・一〇～四三・七〇	二四〇
	後	二四・六〇～四〇・九〇	一四〇

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

中国地方整備局長　丸山　隆英

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	島根県鹿足郡津和野町中座イ一九一〇番一から同町中座イ一九五〇番一二から同町中座イ一九〇一番四まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年六月三十日

○四国地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
さぬき市津田町鶴羽字東良谷二三六五番一から高松市上天神町字中の坪五二九番一まで	前	九・八四～一五〇・〇〇	二九・四二〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	九・八四～一五〇・〇〇	二九・四二〇	
	A	二一・四〇～三七二・〇〇	二四・二七四	
	B	九・八四～一五〇・〇〇	二九・四二〇	
	A	二一・四〇～三七二・〇〇	二四・二七四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局香川河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月三十日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
小城市三日月町長神田字大寺二二三四番から同市三日月町長神田字五十二坪二四四八番二まで	前	八・四五～二七・五〇	〇・三四五
	後	一一・五八～二七・五〇	〇・三四五

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所